

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第1委員会室
		担当職員	坂田
日 時	平成25年10月2日(水曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 51 分
出席委員	明田 酒井 苗村 竹田 藤本 眞継 立花 西口		
理事者出席者	西田環境市民部長 中川環境市民担当部長 吉村環境政策課長 辻村環境クリーン推進課長 木村計画係長 小川健康福祉部長 木曾健康福祉部担当部長 俣野地域福祉課長 秋山地域福祉課担当課長 広瀬子育て支援課長 桜井障害福祉課長 中村障害福祉担当課長 玉記高齢福祉課長 大矢健康増進課長		
事務局	阿久根副課長 坂田		
傍聴者	市民 2名	報道関係者	- 名
		議員	- 名( )

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

### 3 議案審査

[ 理事者入室 ] 環境市民部

< 環境市民部長 >

あいさつ

( 1 ) 第 1 号議案 平成 2 5 年度亀岡市一般会計補正予算 ( 第 2 号 )

< 環境クリーン推進課長 >

資料に基づき説明

~ 1 0 : 0 9

[ 質疑 ]

< 立花委員 >

委託予定業者は。

< 環境クリーン推進課長 >

資源化推進業務委託は 3 社、入札に関連するため業者名は公表できない。また、脱水汚泥等運搬・処分業務委託は 2 社で同様。

[ 理事者退室 ]

~ 1 0 : 1 1

[ 理事者入室 ] 健康福祉部

< 健康福祉部長 >

あいさつ

( 2 ) 第 1 号議案 平成 2 5 年度亀岡市一般会計補正予算 ( 第 2 号 )

< 各担当課長 >

資料に基づき順次説明

~ 1 0 : 2 4

[ 質疑 ]

< 苗村委員 >

P 1 1 . 要保護児童対策経費について、個別ケース会議や児童虐待が、昨年に比べてどの程度増えているか。

< 子育て支援課長 >

受理件数 2 3 年度 5 0 件、 2 4 年度 7 8 件。個別ケース会議 2 3 年度 3 7 回、 2 4 年度 4 6 回開催。

< 苗村委員 >

いずれも解決したのか。

< 子育て支援課長 >

以前から引き続きのケースもあるが、現在 1 5 0 件程度あり連絡調整会議を行っている。

< 藤本委員 >

P 1 1 . 子ども・子育て会議委員報酬は何名分か。

< 子育て支援課長 >

8 名で @ 9 7 0 0 円。

< 眞継委員 >

子ども・子育て会議について、第 7 号議案で条例設置案がでてくるが、会議設置の目的や目指すべき方向性についての質疑は第 1 号議案か、第 7 号議案で行った方が良いのか。

< 明田委員長 >

第 1 号議案で良い。

< 眞継委員 >

会議設置の目的は、幼児教育や保育の充実だが、管轄は文部科学省と厚生労働省にまたがるのでよいか。

< 子育て支援課長 >

子ども・子育て支援事業は待機児童の解消が大きな目的であり、認定こども園の充実や子育て相談、一時預かりなど、地域の子育ての充実を図ることが目的。

< 眞継委員 >

目的が明確な中で、委員は何をするのか。

< 子育て支援課長 >

子ども子育て法が改正され、新制度の具体化を図るため、特定教育や保育の設定に関し、子ども子育て支援事業計画策定に意見を述べるなどである。

< 眞継委員 >

本市の抱える地域ニーズを取り込んで考えるとあるが、方向性が決まっている上で地域ニーズの把握をするのか。

< 子育て支援課長 >

年度内にニーズ調査を進めるが、内容は地域における保育・教育の需要量見込み、利用実態・利用規模を把握した上で、需要量に対する提供体制の確保など時期を盛り込み作成する。

< 眞継委員 >

幼稚園を扱う総務文教常任委員会と保育園を扱う環境厚生常任委員会と役割があるが、子ども子育て会議は両方の分野で話すことになる。子ども子育て会議での影響力は幼稚園も保育園も同等か。

< 健康福祉部長 >

現在の所管は別々であり、認定子ども園も内閣府が行う案もある。条例設置する上で事務局は子育て支援課が行うが、体制は教育委員会と連携を図る上で行う。委員も幼稚園関係者や教育関係者に依頼し、ニーズ調査の結果、また事業が始まれば、検証について意見をいただく。

<立花委員>

条例制定の目的と、子ども子育て会議の内容について資料の提出を願う。

<健康福祉部長>

資料を提出する。

<立花委員>

委員定数は何名か。

<子育て支援課長>

15名。費用弁償が発生するのは8名。

<立花委員>

子ども子育て支援経費業務委託料が199万5千円あるが、委託先と策定計画の柱は。

<健康福祉部長>

プロポーザル方式により、5社を審査会で決定する。今年度はアンケートによるニーズ調査、次年度は計画という企画書により選定する。

<眞継委員>

プロポーザル方式による入札で、企画を求めるのは調査方法か、目指すべき将来像か。

<子育て支援課長>

25年度のニーズ調査にかかる集計と分析報告。

<眞継委員>

調査方法のプロポーザルと理解して良いか。

<子育て支援課長>

その理解で結構。

<苗村委員>

策定計画の柱は業者選定の中でとることが、白紙で進める訳でないと思う。ニーズ調査に基づいて作成するのか。

<子育て支援課長>

ニーズ調査の結果をもとに考えていく。調査については、国から基本指針がでており、国の基本方針をもとに京都府や他市と意見交換を行い、きめ細かな調査ができるよう進めている。

<苗村委員>

大きな方向性が決まっている訳でなく、ニーズ調査をもとに進めていく理解で良いか。

<健康福祉部長>

基本的な考え方は一定ある。今年の2月に公立保育所再編整備検討会議において、有識者から出された課題であるが、これは行政が考える方向性であり、市民ニーズとすり合わせる必要がある。次世代育成支援推進法が26年度に終了するが、そこでの検証や市民の声を聞く必要があり、課題をすり合わせる中で5年間の計画を策定する。

<西口委員>

市民ニーズ調査について、国から出ている指針の概略説明を願う。

<子育て支援課長>

国からニーズ調査のたたき台をもとに京都府が手引書を作成している。指針については、教育・保育及び利用状況、規模の把握が中身であり、市において子ども子育ての利用状況を十分に把握するとともに、保護者の調査等依頼を行うことが、具体的な目標設定になっている。

～ 10 : 50

( 3 ) 第 3 号議案 平成 2 5 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

<高齢福祉課長>

資料に基づき説明

～ 10 : 54

[ 質疑 ]

なし

( 4 ) 第 7 号議案 亀岡市子ども・子育て会議条例の制定について

<子育て支援課長>

資料に基づき説明

～ 10 : 57

[ 質疑 ]

<眞継委員>

本市の少子化に対するビジョンや公が担う役割についてテーマにするべきと考えるが。

<子育て支援課長>

亀岡市次世代育成推進後期計画が 2 6 年度に終了する中で検証を行い、子ども子育て会議の中に今後の取組みとして方針を出していかなければならないと考える。

<眞継委員>

人口推移を含め、大きなまちづくりビジョンの中で考える必要があるのでは。

<健康福祉部長>

第 4 次総合計画を羅針盤として、子ども子育て支援の立場から計画を策定する。5 年に 1 度のニーズ調査であり、待機児童の把握や幼稚園・保育園のどちらが求められているのか、また放課後児童会など一時預かりの場所が必要なのか、教育委員会と十分に連携しながら、ニーズに対する不足を 5 年でどう進めるのかと、10 万人に達する本市のまちづくり支援策について計画していく。

<立花委員>

子ども子育て関連 3 法に基づいて設置されるが、3 法を順守した上で進めるのか。

<子育て支援課長>

3 法を順守する。

<立花委員>

児童福祉法の公的保育制度設置は市町村に残った。公的保育は自治体の義務であるが、認定こども園など必要な保育確保を講じるだけで、企業参入の民間保育を認める法律になっている。公的保育制度の市が責任を負うことに対する考えは。

<子育て支援課長>

法律改正の大きなポイントは、保育園・幼稚園も市が実施主体になることである。私立幼稚園や認定外保育園なども制度に参加していただければ市が窓口となる。

<立花委員>

国は最終的には直接契約で直接補助を行う形に移行すると言っており、市が公的保育の責任を持つことにならない。3法の内容は法律の規制緩和になっている。

<健康福祉部長>

児童福祉法24条にあるように、市が責任をもって保育することは、今後、十分な移行措置までの間は市が行う。国にもそのような移行措置がある。この法が施行されると、市と保護者は契約せずに民間保育所と保護者の個々での契約になるが、市は一定の関与をしていかなければならないと考えている。また民間参入については、株式会社の参入は考えておらず、今までどおり社会福祉法人に願う。

<立花委員>

保育時間の問題について、標準は8時間であるが移行によりパートで働く人は半分の4時間になる。その点についての考えは。

<健康福祉部長>

公立に比べ民間保育士の処遇が、一般的に低いと言われていたが、国は処遇改善として一律1万円の支給を行った例もある。このことについても国に強く要望していきたい。

<立花委員>

幼保一体の観点から再編整備検討会議の内容も、子ども子育て会議で検討していくのか。

<健康福祉部長>

再編整備検討会議の内容はあくまでも素案であり、市民の声を聞きながら進めるのが基本である。ニーズ調査の結果にもよるが、本市の考え方を求められた場合は会議に提案していく。

<眞継委員>

今は健康福祉部の子育て支援課が事務局を持っているが、子どもを預ける親にすれば幼稚園も保育園も一緒である。教育委員会と所管がまたがるが、明確に分かるような事務局の体制作りを早急にしていきたい。(要望)

<苗村委員>

国の方向性は規制緩和や公的部分の縮小である。規制緩和の中で、最低基準を市町村に任せるとあるが、どのように考えているか。

<健康福祉部長>

基準を緩和する考えはない。あくまでも施設で保育をお願いする。児童1人当りの広さや調理室の設置など国が定めた基準の施設において保育を行う。

<酒井副委員長>

条例案に本市の考えが表れていないが、目的について条例の中にしっかりと書き込むべきである。所掌事務についても書かれていないが、77条1項に定められている事項だけなのか。8条に「必要な事項は市長が別に定める」とあるが、その部分で決定していくのか。また、どのようなことを想定しているのか。

<子育て支援課長>

目的は77条1項に定められている事項である。8条については、会議を進めていく中で定める。

<酒井副委員長>

今後は計画の進捗についても意見を聞くことになるが、77条1項には書いてないので、所掌事務にするのであれば入れるべきである。また次世代育成推進市民

協議会との整合性について、協議会を無くして子ども子育て会議に移行するのか。

<健康福祉部長>

27年4月までは次世代育成推進市民協議会と子ども子育て会議の2階建てで行う。次世代育成推進市民協議会で最後に検証していただいた結果を、子ども子育て会議に反映していく。

[理事者退室]

~ 11 : 25

#### 4 討論～採決

[自由討議]

<立花委員>

子ども子育て会議の京都府指針について、資料提供を願う。

<明田委員長>

合わせて資料提供を行う。

[討論]

<立花委員>

第1号議案と第7号議案が関連しており、第1号議案の子ども子育て会議関係予算について、条例の中の目的が明確でない。ニーズ調査については前進面として評価は出来るが、内閣府の3法は規制緩和が全面的な内容であり、規制緩和や幼保一体化の問題点について指摘をし反対討論とする。

[採決]

第1号議案 挙手 多数 可決(反対:苗村、立花)

第3号議案 挙手 全員 可決

第7号議案 挙手 多数 可決(反対:苗村、立花)

<明田委員長>

委員長報告は次回委員会で調整する。

<全員了>

~ 11 : 33

#### 5 陳情・要望について

「社会の支え手」を实践するシルバー人材センターへの支援の要望  
少子化問題解決に関する陳情

<明田委員長>

本委員会としては聞き置く程度する。

<全員了>

~ 10 : 35

#### 6 その他

(1) 議会だよりでの委員会報告内容について

<明田委員長>

意見はあるか。

< 竹田委員 >

第7号議案にされたい。

< 藤本委員 >

第1号議案の不妊治療費用の増額補正について、充実したことを掲載されたい。

< 竹田委員 >

第7号議案は活発な議論があり、紙面的なスペースは大丈夫か。

< 明田委員長 >

第1、7号議案の内容を委員長において調整する。

< 全員了 >

(2) 議会報告会での意見対応について

< 明田委員長 >

議会報告会意見の対応について順に検討する。

保津1について参考とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

保津9について報告とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

保津10について参考とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

保津15について参考とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

畑野1について参考とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

畑野2について報告とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

畑野3について報告とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

畑野8について参考とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

畑野9について参考とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

東つつじ5について報告とする。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

亀岡西部2について報告とする。

<全員了>  
<明田委員長>  
    亀岡西部5について報告とする。  
<全員了>

(3) 月例開催について

<明田委員長>  
    事務局より説明願う。  
<事務局>  
    次回日程説明  
    日時：11月11日(月)午前10時～  
    内容：地方公営企業会計の制度改正について  
<全員了>

(4) その他

<明田委員長>  
    何かあるか。  
<立花委員>  
    「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書(案)について、当委員会から提出願いたい。  
<藤本委員>  
    内容から判断すると、委員長名で提出するのは不適切と判断する。  
<明田委員長>  
    当委員会からは提出しない。  
<全員了>

散会 ～ 11:51